

議案第 84 号
議決第 号

公の施設の指定管理者の指定に関する件（働く女性の家）

公の施設の指定管理者を次のように指定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

2018年（平成30年）11月27日提出
始良市長 湯元敏浩

公の施設の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
働く女性の家	始良市西餅田3311番地1

2 指定管理者となる団体の名称
株式会社総合人材センター

3 指定の期間

2019年（平成31年）4月1日から2024年3月31日まで